

24.食品と医薬品は違います！

事例 スマートフォンで、タレントも愛用して激やせしたというダイエットサプリメントの広告を見つけた。

ショップの名前は〇〇製薬と書かれているので、これは薬だろうか。効果があるなら試してみたい。

法律上、医薬品・医薬部外品以外は効能・効果の表示はできないことになっています。例外的に特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品の制度があり、健康の維持・増進として認められた表示ができます。これらの制度は**法律に基づいて厳格に運用されています**ので、商品を選ぶ際の参考にしてください。

効能・効果の表示ができる商品は限られていますが、**インターネット広告の中には、ルールを守っていないものも見受けられ、広告の内容をそのままのみにしない慎重さが重要です**。また販売会社が「～製薬」という名称を使っていたとしても、取り扱う商品が「薬」とは限りません。

医 薬 品	病気の予防や治療 が目的。効果や副作用など厳しく個別審査が必要
医薬部外品 (ドリンク剤など)	個別審査を経て、限定された効能・効果を表示できる
特定保健用食品	国による個別許可、健康の維持・増進に役立つ旨等の表示ができる
機能性表示食品	販売60日前までに国に機能性の根拠などを届出（審査はない）
栄養機能食品	許可等は不要だが、ビタミン13種、ミネラル6種、脂肪酸1種に限定し、国の基準に基づく定型文のみを表示できる